

司法試験委員会会議（第8回）議事要旨及び議事録

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成16年7月9日（金）13：30～16：10

2 場所

司法試験考査委員室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）浅海保，小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川眞理子，
本間通義（敬称略）

（幹事）大谷晃大，齋藤誠，村上正敏（敬称略）

（議題1についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 新司法試験選択科目の選定について
- (2) 平成18年新司法試験の実施日程及び試験地について
- (3) 新司法試験プレテストの実施について
- (4) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第1次試験を免除される者に関する規則の一部改正について
- (5) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて
- (6) 平成16年度第二次試験論文式試験受験者に対する受験特別措置について
- (7) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (8) 平成17年度司法試験の実施予定について
- (9) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の増員について
- (10) 弱視受験者に対する特別措置の調査研究依頼について
議題(1)，(4)については，司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成

5 配布資料

資料 1 各科目の大学合計数等

資料 2 平成18年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施結果について

- 資料 3 平成18年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施結果について
- 資料 4 平成18年から実施される司法試験について，論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施結果について（受理意見の概要）
- 資料 5 平成18年における新司法試験の実施日程及び試験地について（案）
- 資料 6 新司法試験プレテスト（模擬試験）の実施について（案）
- 資料 7 「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集」の結果について（案）
- 資料 8 司法試験第一次試験免除資格の弾力化について（答申）（案）
- 資料 9 司法試験第一次試験免除に係る個別審査指針について
- 資料 10 行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）（案）
- 資料 11 受験者に対する受験特別措置の取扱いに関する事項
- 資料 12 司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（案）
- 資料 13 司法試験考査委員推薦候補者及び同考査委員の職を解く者
- 資料 14 平成17年度司法試験実施予定表
- 資料10については省略

6 議事等

(1) 新司法試験選択科目の選定について

【上谷委員長】それでは，まず，第1の議題の「新司法試験の選択科目の選定について」に入ります。本日も幹事の方に御出席いただいております。意見募集の結果であるとか，意見についての検討状況について，大谷幹事から説明願います。

【大谷幹事】まず，議題1に関係する配布資料について御説明いたします。資料1は，各科目の講座を開設している大学の合計数を取りまとめたものです。ここに記載しましたものは，その各科目について2単位以上の講座を開設している大学の合計数が30校以上に上っている科目です。それから，今般のパブリックコメントで，こういう科目を選択科目として追加した方がいいのではないかという御意見があった科目について，上の表に載ってこないものについて，どの程度の講座開設校数があるのかということを下の方に参考としてお示ししております。

資料2につきましては，パブリックコメントでお寄せいただいた意見の数値をまとめたもので，主としてどういう方が意見を寄せられたのか内訳をまとめたものです。

資料3につきましては，パブリックコメントの取りまとめ結果として，これを法務省のホームページに公開するということを考えております。

資料4につきましては，各科目についての賛成反対理由等についての意見を

要約したもので、資料3よりやや詳しくなっています。

それから、これらの配布資料以外に、今般いただいた御意見すべてを取りまとめたものを机上に置いてありますので、適宜、御参照いただきたいと思います。

それでは、パブリックコメントの集計結果及びこれを基にしました幹事会の検討結果について御説明をいたします。パブリックコメントは、4月30日から5月31日の間実施いたしました。その結果寄せられました御意見の総数は405件でございました。そのうち法科大学院からの御意見が29件、大学関係者からの御意見が153件、弁護士の方からの御意見が80件でした。この件数は延べ人数で、例えば、一通の意見書で50人連名のものについては50件ということでカウントしております。比較的多かったものとしては、「法社会学」で1通で49名、「消費者法」で1通で25名、「法と経済学」で1通で15名というものがありました。

それでは、次に、第一次選定案の8科目について寄せられた意見について御説明します。この8科目について、全体として賛成するとの意見が合計27件でございました。そのうち、法科大学院からの御意見は12校でした。さらに、8科目についての個別の科目に関する御意見ですが、まず知的財産法への個別の賛成意見は13件、労働法への個別の賛成意見が7件で、この2科目への反対意見はありませんでした。それから、租税法が個別の賛成意見が15件、倒産法が賛成6件、経済法が賛成18件に対しまして、それぞれの反対意見が2件、1件、1件と圧倒的に賛成の方が多かったということです。ちなみに、この賛成件数には、先ほどの8科目全体への賛成意見27件が加わりますので、反対意見は圧倒的に少なかったといえます。その反対理由については、資料3にそれぞれ個別に記載しているような内容のものでございますが、それに対する反論が賛成意見に現れているという状況で、結論的には、第一次選定案を議論いたしましたときの検討結果を覆すまでの結果にはなっていないというふうに判断しております。

次に、国際関係法の公法系、私法系それぞれについてですが、公法系が賛成29件、私法系が賛成14件で、反対意見が公法系が9件、私法系が5件となっております。しかしながら、反対意見につきましては科目そのものを選択科目とすることに反対という意見はごくわずかでございます。専ら試験の対象となる範囲が広過ぎはしないか、あるいはその範囲が必ずしも明確ではないのではないかと、そういうような御意見が大半でございました。そういうようなことから、もし選択科目とするならばこういう形の科目範囲としてはどうか、という具体例を挙げた御意見も何件ありました。したがって、今後この国際関係法につきましては、公法、私法いずれにいたしましても、試験範囲は明確にしていく必要があると思われませんが、選択科目から外さなければいけないというほどの実質的な理由は、今般のパブリックコメントでは示されなかったといえると思います。今後、この選択科目についても、必須科目と同様、新司法試験問題検討会が立ち上げられる予定になっております。そこで、科目の範囲の検討も行われるというようなことが予定されておりますので、こ

の問題に関するパブリックコメントで示されましたいろいろな御意見については、この検討会へ参考資料として引き継ぎたいと考えております。

それから8科目の最後の環境法ですが、これにつきましては、個別に賛成する意見が52件と、第一次選定案で挙げました8科目の中では、個別の賛成意見が一番多くなりました。一方で、反対意見は8件ございました。それらの反対意見の中には、発展途上の科目であるとか、あるいは、内容が明確化していないなどの御意見がございました。確かに、環境法は、ほかの第一次選定科目に比べて若干そういう点がないわけではないのですが、そうはいいながらも、現時点で科目としての独自性の程度、法科大学院における講座の開設状況など、そういったことも踏まえまして、総合的な判断のもとで、第一次選定案でも選択科目とされたものです。今回のパブリックコメントでは、そういう選定時の判断それ自体を覆すだけの反対意見というのは見受けられなかったのではないかと思います。

したがって、今般第一次選定案としてお示しした8科目については、パブリックコメントの結果を検討した上で、なお選択科目とすることが相当であるというのが幹事の一致した意見でございます。

そのほか、国際関係法以外の科目につきましても、例えば、知的財産法、労働法、倒産法につきましても、試験範囲に関する意見が相当数寄せられておりますので、選択科目に関して試験の範囲をどうするのかという点は、大きな問題になっていくのかと思います。ですから、これらの科目の御意見につきましても、それぞれの各科目の問題検討会の方に参考資料として引き継ぎたいと考えております。

次に、この8科目以外で選択科目に加えるべき科目に関する御意見について、御説明いたします。この問題に関しては、37科目について、合計312件の御意見をちょうだいいたしました。全般的に、これらの意見の多くは、それぞれの科目が非常に重要だということ、社会におけるニーズも非常にある、実務的にも重要だと、そういったことを理由とするものがほとんどでございました。確かに、それぞれの科目にそれぞれの重要性があることは否定できませんし、そういったことも当然第一次選定案で科目を選ぶときの議論の前提としていたものでございます。そういった事情、実情を踏まえた上で、法科大学院における講座の開設状況であるとか、あるいは教育内容の体系化・標準化の進み具合であるとか、あるいはその関係するほかの科目と比較した場合の独自性であるとか、そういった諸事情を総合的に判断いたしまして、先ほどの8科目について選択科目とし、それ以外の科目については、現時点においては、直ちに選択科目とはしなかったということでございます。したがって、今般いろいろ御意見をちょうだいしましたが、これまでの検討結果を覆すだけの理由は認められなかったというふうに判断しております。

その中で、比較的意見が多かった科目については、若干御説明させていただきます。

消費者法は120件と、圧倒的にこの中で積極意見が多かったのですが、一

方、反対意見というのが実は法科大学院側から1件出ております。賛成の理由ですが、消費者法につきましては、既に今年の3月に司法試験委員会あてに意見書というものが提出されておりますところ、そこに記載された内容を、今回のパブリックコメントでも、理由として挙げておられる御意見が多くございました。内容的には、実務的な重要性、ひいては消費者問題を扱う法曹の養成の必要性、そういったことが中心となっております。若干、今回選定された8科目について企業法務に偏っているというような御批判もあったのですが、これは誤解がございまして、今般の8科目には環境法が入っておりますし、労働法、倒産法等につきましては、対企業側の利益をも十分に考慮するという観点もございまして、そういった批判はあたらないのかなと考えております。消費者法につきましては、確かに実務の重要性というのは十分にあるということは当然の前提として選定にあたっての議論をさせていただきました。その上で、取りあえず現時点では、ほかの科目に比べての独自性であるとか、教育内容の問題、それから法科大学院の講座の開設状況等から総合的に判断して、直ちにこれを選択科目とするのは難しい、という結論に達したものです。パブリックコメントで示された結果では、第一次選定案選定の段階での検討結果を覆すまでにはいかないのかなと思います。

それから、2番目のかたまりとして法社会学、法と経済学というのがございます。いずれも50件前後の積極意見がございました。法社会学は1通49名の御意見がございました。また、法と経済学につきましても、今年の4月に意見書が提出されておまして、その意見書に記載されていた理由が代表的な意見でございます。このあたりの科目になりますと、法科大学院の講座開設状況が、第一次選定案の8科目と相当程度差がございまして、それから、基礎法学系の科目については、客観的な採点基準の設定の可否であるとか採点の公平性をどう担保するのかとか、そういった試験技術面からも問題があるということでございまして、このあたりの基礎法学系の科目についてどうするのかということは、将来この選択科目を見直すという段階において、更に突っ込んだ議論が必要かと考えています。

あと刑事政策ですが、前回のこの委員会の御議論でも出ましたように、確かに今回の8科目の中には刑事系の科目はございません。そういった意味でやっぱり刑事系の科目もというような観点から、もちろん刑事政策の重要性という観点からも、刑事政策を選択科目としてはどうかという意見が28件ございました。これについても、刑事政策の講座開設状況が第一次選定案の8科目と相当程度差があること、また、法政策的な科目を新司法試験で出題する際の試験技術面での難点を考慮しますと、現時点で、選択科目とするのは難しいものと思われる。

結論的には、今般のパブリックコメントの実施結果を踏まえ、幹事といたしましては、当初の8科目を、取りあえず選択科目として、新しい司法試験を実施していくことが適当ではないかという意見で一致しました。また、従前、司法試験委員会の委員の方から御指摘があったように、一度決めてしまうとそれ

が固定的になってしまうのではないかと危惧される御意見がありましたけれど、この問題につきましては、固定的なものとするのではなく、新しい司法試験を何回か実施しまして、その実施状況、受験生が何人いるのか、難易度のばらつきがどうなっているのか、あるいは実際実施してみて各科目からの独立性がどれほどあるのか、そういった点も十分検討しつつ、その時点における、それぞれの法科大学院での各科目の講座の設置状況であるとか、教育内容であるとか、そういったものも十分踏まえて適宜見直すのが適当ではないかと、そういうことが一応幹事全員の一致した意見でございます。

以上が今般のパブリックコメントについての集計結果とこれを踏まえた上での幹事会での検討結果でございます。

【上谷委員長】ありがとうございました。委員の皆さんからどうぞ御質問でも御意見でも結構です。御発言ください。

【本間委員】今の幹事会の御報告ですけれども、最後におっしゃって見直しの必要性ということについては、非常に大事なことだと思っています。これをどのように扱うか、どう明確化するかということについて御議論をいただきたいのですが。

【上谷委員長】今、本間委員から御発言がありました点についていかがですか。

【小幡委員】見直しの期間についてということですね。

【本間委員】どのくらいで見直しの検討をするのかということでしょうね。一つは、法科大学院というのがまだまだ形成過程ですから、新しい法分野といえますか科目といえますか、そういったものが形成されることが期待されるのですが、今回の8科目に入らなかったものについても学問として生成が期待されるわけですからそういう経過は十分に考慮すべきだと思うんですね。もう一方で、試験として今ここで選んだ8科目についても、実際に実施してみて本当に試験科目として適正であるかということについて検討しなければならない。その両方の面から考えていく必要があると思います。

【上谷委員長】今、本間委員から御発言がありました点についてどうぞ御自由に御議論ください。私自身は、基本的には、一つは学問として成熟してくるには一定の年月が必要なのかなという点と、いま一つは法科大学院でそういう分野を取り入れていくにしても、今年はやらなかったけれど来年から急にやろうなどというような短いスパンでは動かないのではないかとこの点を考える必要があるような気がします。つまり、世間の需要といえますか、世の中の動きで段々と需要が増えてくるに従って、法科大学院が新たに科目を取り入れていくというようなことになっていくのではないかとこの点です。そういうことから考

えますと、あまり短いスパンではないのだろうという気がするんですが。

しかし、10年間見直さないかということ、これはまた極端で、ごく常識的に考えて、長すぎることになると思います。どうでしょうか、この方針としては、3年とか5年とか、大体それぐらいの期間で見直していくということになるんだろうと思うのですが。資料を集めるにしても1年で急に変わっていくということはないでしょうかね。

どうぞ御自由に御発言ください。

【長谷川委員】この意見の中にも、選択科目に入っていないとやがて段々それは重視されなくなるのではないかとこのことがありますよね。それはそうではないということでもいいんですよね。そうではないという認識で話をしてきたと思うんですが。やっぱりそういう危惧というかそれはあるようですよ。

【上谷委員長】少なくとも私どもは、そういうつもりはない。法科大学院が誤解するかという恐れを考えておられる方はいると思います。選択科目に取り上げられなかったから、取り上げられないような科目については法科大学院ではあまり重視しないというようなことになったら困るということでしょうけれど、我々としてはそういうつもりは全くない。

【長谷川委員】その可能性というのはあるのでしょうか。法科大学院としては。

【小幡委員】ですから、始めにこの選択科目決めの議論をするときに、実質的には、土台にしたのは、今どういうものを法科大学院は開講しているかという観点で拾うという形にしましたので、もうちょっと理念的なそもそも論はあるのではないかとこの議論もありながら、なかなかそこはですね、やはり形となった客観的なデータがないと難しかったので、幹事会の方で、既に法科大学院で先に開講を決められていたその表等を使いながら、今回の結論にしていらっしゃるわけですよ。今議論しているのは可能性の話で、そうではいけないのですが、選択科目の方が今度は法科大学院の開講科目にある程度影響を与えていくという可能性は否定できないところはありますね。ただ、科目が8しかありませんから、実際は社会的な需要はもっとあるわけですので、法科大学院としてもこれだけを見るというようなことはないと思います。逆の次の影響の部分が皆無とはいえないけれど、まあ8科目というのはそんなに多くはないので。それ以外でも、金融でも消費者法でも必要と思うものは開講させると思います。

【神垣委員】見直すというそもそも論はですね、法科大学院の方の講座の在り方にどう影響を及ぼすから見直そうというものではないだろうと。要するに試験の問題の作り方あるいは問題の範囲等を見て、このままでって続けてもいいのかという観点から純粋な受験技術と云ったら失礼だけれど、試験上の問題作

成と実施の観点から、これでそのまま10年なら10年やっていっていいのかというのがまず問題であって、それによって副次的に大学側に影響を及ぼすとした場合にはどの程度見直しで考慮するかといった考え方の方が正しいと。ある意味。そうすると、第三者評価機関の活動が見えないんですけども、それがどのような観点でこの司法試験委員会が当初決めた8科目について、効果を出すかということにリンクするかと思うんですけどね。そうすると見直すことはあり得てしかるべきこととしながらも、時期とか方法とか内容というのは、ここでは親しまないのかなと思うんですけどね。

【本間委員】私は、学問としての生成の状況を見るとこれはやや長いスパンで見ることになるかと思えます。その一方で、今回の8科目が試験科目として本当にふさわしいかどうかということについては、割合早期に検討可能ではないかと思えます。これは法科大学院のカリキュラムあるいは授業内容に関係がなくてもいいのかと思えます。今、長谷川委員がおっしゃった心配、私も大きく危惧しているところではありますが、あえて切り離す必要があるのではないかと思います。更に言えば、選択科目がこのように決定しましたということでアナウンスした時に、どういう観点から選択したのかというようなことをきちっと明確にしていく、だから、将来変わっていく可能性もあるんだということもアナウンスする。そういうシステム、そういう見直す機会があるんですよと、見直しし続けるんですよというアナウンスをすることが重要だと思うんですよ。

【上谷委員長】私も、今回この委員会が8科目を選択科目としたということが、法科大学院の授業内容を、あるいは意欲を制約することをむしろ恐れます。そのためにも、見直しということをも十分考えているんだということもアナウンスしておくべきだと思っているんです。元々のスタートはどこから始まったかということ、新司法試験は法科大学院を卒業した人に対する試験ですから、法科大学院で教えていないようなこと、あまり広く行われていないようなものについて選択科目に取り上げるのは新司法試験の在り方として妥当ではないだろう、やはり、各法科大学院で広く重視して取り扱われているものから選んでいくのが最も合理的だろうということで、実際の法科大学院の講座開設数その他を調べて、一応それを最も重要な基準として審議を進めてきたと思うのです。ですから、たまたままだそれほど世間の需要がそれほど大きくはなくて、そのために比較的講座開設数が少ない科目というのものもあるだろうし、中にはそういう需要は非常に大きいんだけどまだ学問的に一つの特殊分野として成熟するには至っていないために試験科目として取り上げにくいし、法科大学院としても講座の単位として取り上げにくいというものもあるだろうから、そういうようなものは、これからの生成を待って、事案が増え、また学問として成熟していけば多くの大学院が取り上げられることになるでしょうし、我々の方もそういうようなものを加えていく。逆に世間の需要が少なくなる分野、今度の8科目には、そういうようなものはあまり多くはないかと思えますが、仮にそういう

ようなものがあるとして、そうすれば、今度は逆に落としていくということも理屈としてはあるわけですね。

先ほど神垣委員がおっしゃったように、現実には司法試験を行ってみて、技術的な観点から範囲が絞りにくいとか、あるいは出題が非常にしにくいとか、ほかの科目とのバランスがとりにくいとか、そういうふうな問題点が出てくればそれも一つの再検討の要素にはなると私はそう思っているんですが。しかし、それは我々の委員会ですらいろいろと将来の実績を踏まえて検討すればいいことなので、この場で将来の再検討をアナウンスしておく必要があるというのは、これで決まったんじゃないんだと、世間で需要があれば、あるいは各法科大学院で力を入れるべきだと考えて力を入れていただければ、将来それが新しく選択科目になってくる可能性は十分ありますよと。だから、今回決めた8科目に、いわゆる試験技術にこだわってこの8科目ばかり重視するということは、決して我々の意図するところではありませんよと、むしろ世間の要求にも反すると思いますよということをアナウンスしておけばそれでいいのではないかと私は思います。

どうぞ。高橋委員なり、浅海委員なり、どうぞ。小幡委員も先ほどごく簡単にしかお話ししていないので。

【小幡委員】今委員長がおっしゃったように私も、そういう固定的なものではない、今後見直していくものだというメッセージはともかく伝えていかないといけないと思います。そもそも第三者評価では多様性ということを求められますので、8科目の選択科目だけに集中するということになるとは思わないですけど。そういう法科大学院は評価もよくないと思います。ですからそういう心配はないかと思うのですが、ただそうはいっても、こちらとしては、先ほど委員長がおっしゃったような、もっとほかの科目で必要な科目があるならばどんどんほかの科目もやってくださいということを我々は考えているのですから、そういうことは伝えた方がいいと思いますね。

【浅海委員】あまり理念ばかりが先行するのはよくない。というわけで、とりあえず、現に法科大学院で開設された科目の状況を見て、というのは、納得できる場所です。ただ時には、法科大学院の現実が現実として、ある意味の「べき論」があり、これが法科大学院の現実より先行することがあり得てよいのではないか。そこで、今後、現実を動かしながら、その過程で修正することもあり得るのだということを宣言しておく、つまり、ある程度の期間がたてば必ず見直すんだ、ということを宣言しておく意味もあるのだと思うのです。

【上谷委員長】高橋委員はどうですか。

【高橋委員】皆さんとほぼ同じ意見です。

【上谷委員長】神垣委員はどうか。

【神垣委員】ほかにありません。

【上谷委員長】それじゃあ、どうでしょうか。大体今のような見直しのことも含めて、外部に明確にした上で、前回パブリックコメントを求めた8科目で当面スタートすると、そういうふうな考え方で御了承をいただいたということで、よろしいですか。それでは今、各委員からいろいろ将来の見直しも含めて、御意見がございましたから、その辺のところをできるだけ織り込んでいただいて、答申の中でどのような形にするか、幹事の皆さん方でももう一度御検討いただいて。その案はいつ正式に議論することになりますか。

【池上人事課長】次回の8月2日の委員会で議論していただければと思います。

【上谷委員長】次回ですね。その辺がうまく盛り込まれているかどうかということも、できるだけ事前に委員の方々に文章で御覧いただいて、何か御指示なり御意見があればそれを取り入れていただいて、ちょっとゆとりを持って作っていただくと非常にありがたいんだけど。

【大谷幹事】分かりました。

【上谷委員長】よろしいでしょうか。それでは、次回は幹事の方で御準備いただいた案を御覧いただいて、それで最終的な議論をお願いするというところで。それでは第1の議題を終了いたします。

幹事の皆さんありがとうございました。

(幹事退出)

(2) 平成18年新司法試験の実施日程及び試験地について

事務局から、資料5に基づき、平成18年における新司法試験の実施日程及び試験地案について説明。

協議の結果、平成18年の新司法試験の実施日程については、

- ・ 新司法試験実施に係る研究調査会の報告書では、新司法試験の実施日程について、「短答式試験及び論文式試験を同時期に5月中旬ころまでの連続する4日間程度で実施する」とものとされていること
- ・ 多様な受験者の便宜を考慮すると、平日のみ4日間の実施は避けるべきと考えられること
- ・ いわゆる大型連休中は、受験者の宿泊施設、交通機関の確保が困難であるので避けるべきこと
- ・ 現行司法試験の短答式試験が毎年5月第2日曜日に実施されており、

近接した日程では事務的な混乱を招き得ることなどを考慮の上、資料5の案のとおり、平成18年5月20日(土)から同月23日(火)の4日間とすることとされた。

また、平成18年の新司法試験の試験地については、受験者の便宜等を考慮し、資料5の3案のとおり、全国6試験地で実施することが決定された。

(3) 新司法試験プレテストの実施について

事務局から、資料6に基づき、新司法試験プレテスト(模擬試験)の実施案について説明。

協議の結果、資料6の案のとおり、新司法試験プレテストを実施することが決定された。

(4) 司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について

【上谷委員長】それでは、4番目の議題「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について」を御協議願います。意見募集の取りまとめの状況とか法務大臣への答申であるとか、その他の手続について事務局から説明してください。

(事務局から以下の事項について説明)

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集の結果について(配布資料7)

法務大臣への答申案について(配布資料8)

司法試験第一次試験免除に係る個別審査指針について(配布資料9)

【上谷委員長】答申の案だとか、省令案の概要等の内容については事前に御覧いただいているかと思いますが、こういう形で答申するという事で御異存ございませんか。それからホームページ上で先ほど御説明があったような形で掲載をするということについても特に御異存はございませんね。

(異議なし)

それでは、そういうことで御承認いただいたということで。実際の答申はどうなるのですか。

【池上人事課長】委員会の代表者たる委員長名の書面で行います。

【上谷委員長】わかりました。では、そういうことで手続の方お願いいたします。

す。

(5) 平成16年度司法試験第二次試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて

不正受験者に対する処分基準の策定について協議がなされ、本日の協議結果に基づき、事務局において新たに処分基準（案）を作成し、次回委員会において、更に協議することとされた。

事務局から、平成16年度短答式試験において、ある受験者について、隣席の答案を除き込む不正行為が発覚したことについて、その経緯等について説明。

協議の結果、当該不正行為を行った受験者に対し、1年間司法試験を受けることができないものとする旨、処分に先立って通知し、行政手続法に基づく弁明の機会を付与することとされた。

(6) 平成16年度第二次試験論文式試験受験者に対する受験特別措置について

事務局から、資料11に基づき、筆記による解答が不可能な受験者について、ワードプロセッサの使用を認める取扱い案の趣旨について説明。協議の結果、(配布)資料11のとおり決定され、ワードプロセッサの使用に際しての実施要領は、官房人事課長において定めることとされた。

事務局から、「受験特別措置の例」にワードプロセッサの使用を特別措置事項として加える旨、資料12について説明がなされ、協議の結果、平成16年7月9日司法試験委員会決定「司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い」を、資料12のとおり一部改正することとされた。

(7) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

平成16年度司法試験第二次試験考査委員として、資料13下段記載の者の解職に伴い、上段記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(8) 平成17年度司法試験の実施予定について

協議の結果、平成17年度の司法試験第一次試験及び第二次試験は、資料14のとおり実施することとされた。

(9) 平成16年度司法試験第二次試験考査委員の増員について

事務局から、平成16年度司法試験第二次試験口述試験における考査委員の増員の必要性について説明し、了承された。次回委員会において、増員する考査委員候補者の人選案について協議することとされた。

(浅海委員退席)

(10) 弱視受験者に対する特別措置の調査研究依頼について

弱視受験者に対する受験特別措置について、専門家に対して調査研究を依頼することが決定された。

(11) 次回の開催日程等について

次回第9回委員会会議は、8月2日(月)午後3時30分から開催することが確認された。

なお、新司法試験における公法系、民事系及び刑事系科目の出題の範囲に関して、第一次選定案において選択科目候補としては挙げられていない周辺の法分野(例えば、地方自治法、民事執行・保全法、少年法・特別刑法、刑事政策など)との関係をどのように考えるのかについて、今後の問題検討会において更に検討し、次回委員会において、問題検討会構成員となっている委員から、これまでの検討状況について報告する際、併せて報告願うこととされた。

(以上)